

国際関係論とジェンダー ——女性不在の学問を考察する——

塚 本 し づ 香*

International Relations and Gender: An Academic Discipline without Women

Shizuka TSUKAMOTO *

彼女は自分の兄弟に対して、彼女に代わって「われわれの」国を守るために戦うよう頼む理由など、どこにもないことが分かっていたのであろう。彼女はこう言う——「われわれの」国は、その長い歴史を通して私を奴隷として扱ってきた。私に教育を受けることも財産を持つことも拒否してきた。私がもし外国人と結婚すれば、「われわれの」国は私のものではなくなってしまう。「われわれの」国は私に自分を守る手段も与えずに、毎年私を守ると称して多額の金を払うよう強制し、しかも実際に守ることなどできないから、私の家の塀には空襲の警報が書かれている。だから、もしあなたたちが私や「われわれの」国を守るために戦うのだと言い張るのなら、それはあなたたちが一方的な性的本能を満たし、私がとうてい手に入れられないような利益を得るために戦うのであり、私の本能を満たすためでも、私や私の国を守るためではないことをハッキリさせておきたい。実際のところ、女性として私は国を持っていない。女性として私は国を持ちたいとは思わない。女性として私の国は全世界である。

ヴァージニア・ウルフ¹⁾

このウルフの文章はジェンダー論にはしばしば引用されるが、これは単に反戦を訴えたものではない。むしろ国家や社会といった組織がいかに矛盾を内包し、欺瞞に満ちたものであるかを明らかにしようとした告発文である。この文章が書かれた1938年は、ヨーロッパではドイツがオーストリア併合に続いてミュンヘン会議でチェコのスデーテン地方を獲得し、アジアでは日本軍

*中部大学大学院国際関係学研究科修了（1996年）。

が武漢を占領して近衛内閣が東亜新秩序を声明した年、正に第二次大戦前夜であった。

同じころE・H・カーは不滅の名著とされる『危機の20年』を執筆中であった。彼はヴェルサイユ体制がその表に掲げられた理想主義とは裏腹に、戦勝国の国益擁護のものであることを指摘し、国際関係における権力の役割を直視する現実主義の重要性を強調した。その後、彼の理論は国際関係論研究者の間で、賛否両論を含めて、測り知れぬ影響を与えてきた。だが、あれから60年余り、いまウルフの言葉、すなわち女性の主張がカーをはじめとする従来の国際関係論のあり方に疑問を投げかけ、その根本的な変革を迫っている。それは、ほとんどの学問分野、なかんずく国際関係論が男の視座に立って形成されてきた不完全なものであり、女の視点を取り入れないかぎり、学問としての存在理由を失うという主張である。

1. 近代国家のなかの女性

国際関係論は、初めての全面戦争であった第一次大戦の反省の上に立って、欧米の知識人が新たに設立した学問分野である。彼らはそれまで支配層に委ねられてきた外交の失敗が大戦を惹き起こし、非戦闘員を含む未曾有の死傷者を出した現実を目の当たりにして、対外政策を公の場に引き出すと同時に、彼ら自身も政策の作成に関わろうとした。いいかえれば、「外交の民主化」をはかろうとしたのである。

だが、こうした知識人の新たな発想も時代の制約から免れることはできなかった。彼らは“国際”関係を研究対象としたはずであったが、その内実は“国家間”関係にすぎなかった。そこには民族国家が最盛期に達した19世紀後半のヨーロッパの情勢が大きな影を落していたのである。

現在でも大学における国際関係論の講義では、17世紀ヨーロッパのウエストファリア体制が基本的なパターンとして教えられることが多い。30年戦争を終結させたウエストファリア条約は、キリスト教の規範を脱した君主国が相互に主権を認め合ったもので、ここに今日の「国家」の原型が生まれた。その後、これら「君主の国家」は18世紀のフランス革命を経て、やがて「国民の国家」に変貌していくが、その過程で、国民の成員である個人を規制する力は絶対王政時代よりも強化された。戦時でも敵国の国民同士が国境を越えて自由に往来し商取引ができた、かつての戦争は全く姿を消してしまったのである。

そして、こうした国家を合理化するために知識人の果たした役割も大きい。フランス革命においては、その担い手であった「市民」とは資産を持つ男性のことであり、女性も労働者も有色人種もそのなかには含まれていなかった。だが、このような矛盾を内に孕みながらも、この革命は名目的には自由や平等といった理念を掲げ、そうした普遍の思想を具現する近代国家の発端とされたのである。近代ナショナリズムは国家と人民を同一視したルソーに始まるといわれているが、19世紀に入ると、国家は民族精神の最高形態であるとするヘーゲルや国家を人格化するマッツィーニのような考え方が次第に支配的になっていった。そして擬人化された国家間の協調は、国内

政治と同様、法によって維持され、世界平和が実現されると考えられた。こうした19世紀の思想が結実したのが、20世紀初頭の第一次大戦後に設立された国際連盟である。大戦の衝撃を受けて国際関係論という新学問分野を樹立した知識人も、やはりこの国家の呪縛から逃れることはできなかった。

国際関係論はこのほかにも発足時から問題点を抱えていた。それは、これを推進したのが英米という二大覇権国家の知識人であったという実態である。国際関係理論史の研究家A. J. R. グルムはその経緯について次のように述べている。

国際関係論は1919年、第一次大戦の余波を受けて、アベリストウイスのウエールズ大学で講座が開かれたとき、新しい学問として発足した。それを追うようにイギリスではオックスフォード大学とロンドン大学で、またアメリカでもいくつかの大学で同様の講座が設けられた。研究機関としてはロンドンのチャタムハウス（王立国際問題研究所）とニューヨークの外交問題評議会が設立された。新しい学問の礎石はアングロサクソン方式によって形造られたのである。のちにヨーロッパ大陸の知識人の英語で書いた論文が少なからぬ影響を与えたことは疑いない。しかし、イギリスの外交史家とアメリカの国際法学者は、すでに他の寄稿を受け入れる枠組みを作り上げてしまっていた。こうして皮肉なことに、グローバルな問題が驚くほど偏狭な方法で取り扱われることになった。²⁾

覇権国家によって基礎造りされた国際関係論が、国家と権力を重視することになったのは、あるいは必然の動きだったのかも知れない。だが、こうした欠陥は早晚露呈せざるを得ず、そして今、その最も根本的な見直しを求めているのが女性なのである。

2. 戦争と女性

近代国家はその謳いあげた崇高な理念とは裏腹に、女性に対しては自由も平等も与えなかった。女性は家庭という「私」の中に押し込められ、国家や社会という「公」とは無関係だとして、参政権も財産権も認められなかった。とりわけ特権階級の仕事とされていた国際・外交政策は、女性に最も縁遠い分野とされたのである。そして、こうした公私の分離は市民社会の理念から政治・経済制度にいたるまで、あらゆるところに露骨に現れていた。だが、国家はこうして女性を無視する一方で、彼らに劣悪な役割を押し付けた。これが最も顕著な形をとったのが戦時期である。男を戦場に送って労働力不足に直面した国家は女を「二流国民」として、平時には男の仕事であるとされている職場で働かせた。ただ、直接、軍隊への参加については、それぞれの国によって対応が違っていった。これについて上野千鶴子は次のように言う。

日本とドイツは“分離型”の典型だといってよい。戦争の初期にドイツも日本も女性の政治活動を禁止する。兵員不足が問題になる戦争末期においても、日本は女子徴兵を全く考えていなかった。……女性兵士を積極的に採用したアメリカや女子徴兵を実施したイギリスは“参加型”の戦略を国家の側が積極的に採用し、女性もまたこれに応じた。³⁾

ただ“参加型”の国家においても女性兵士はあくまで「二流兵士」であり、時には性的被害を受けたことも、最近の湾岸戦争にいたるまでの彼女らの証言が物語っている。

しかし、戦争と女性との関わりは、こうした直接の動員に限られたわけではなかった。日本でも戦争中は「生めよ殖やせよ」のスローガンのもと出産が奨励されたが、これは欧米諸国も同様である。もともと何かを生むという意味で、土地を母になぞらえた英語の motherland が出生国を意味するようになったのは19世紀の半ばからであり、それは民族国家の興隆と軌を一にしていた。

この頃からヨーロッパ各国では子供の出産と養育が国家間競争の重要な要件となった。優生学者カレブ・サリービの言葉を借りれば「国家の歴史は戦場ではなく育児室で作られる。最後の勝利をもたらすものは赤ん坊の部隊なのだ。……国家には子宮もなければ乳房もない。母性の美しさに代わるものはない」⁴⁾ということになったのである。こうした女性の生殖と育児を国家の偉大さや愛国心に結び付ける政策は、現在でもなくなったわけではない。

日本では女性解放運動指導者の多くが第二次大戦中、積極的に戦争に協力し、さらに戦後にわかに平和主義に転向したが、これが論議を呼ぶことになったのは、かなり最近になってからのことである。参議院議員を通算25年間勤め、「きれいな選挙」のシンボルとなった市川房枝は、日中戦争が始まった1937年に日本婦人団体連盟を結成して国民総動員体制に協力して以降、敗戦にいたるまで「銃後の守りを固める」ために全力を傾けた。戦後に公職追放を受けたものの、それが解除されると政治活動に復帰、一般には戦前からの女性解放指導者として受け取られ、1981年の死去以前には、戦時中の言動はほとんど問い質されることはなかった。

平塚らいちようは市川ほどの積極的な公的活動は行わなかったが、その主張はヨーロッパの優生学者と変わらなかったといえる。彼女は「女が母性を通じて国家に貢献することとは優良な子孫を残すことである」とし、1938年の母子保護法や1940年の国民優生法のような母性保護・管理を歓迎した。平塚はまた熱烈な天皇制賛美論者であったが、戦後は一転して1955年、湯川秀樹や茅誠司らとともに世界平和7人委員会を結成、核兵器の廃絶を国連に訴えるなど、平和運動の活動家として知られるようになった。「君死にたまふことなかれ」の反戦歌で国家のあり方を問うた与謝野晶子は、国家による母性保護政策を批判して、平塚との間で激しい論争を繰り広げたが、戦争の激化とともに次第に寡黙になっていった。また社会主義者であった山川菊栄は女性独自の社会主義を唱えていたが、男性同志の無理解に遭うとともに、政府の弾圧が強まり、

ついに戦争の是非は問わなくなった。こうした日本の女性解放運動家の戦争責任については、当のフェミニストの間でも、これまで徹底した論議は行われず、そこには戦争を女性の地位向上のための好機と見た戦時中の運動家の態度と、どこか相通じるところが窺える。しかし、戦時中の女性解放運動家の言動に関しては、進んで戦争に協力したものと、厳しい弾圧の下で忍従を余儀なくされたものとの区別、つまり彼女たちの国家観の相違は明確にしておく必要がある。また、1980年代以降、特に日韓両国の間でクローズアップされた従軍慰安婦問題は、戦時中は日本のフェミニストの間で、日本人慰安婦を含め、ほとんど論議の対象にならなかったが、こうした問題も国家とジェンダーとの関係を考える上で、今後も追求されるべき課題であろう。

3. フェミニズムの転換点

フェミニズムは18世紀ヨーロッパの近代自由思想の鬼子ともいえる。フランス革命に感銘を受けて1792年に『女性の権利の擁護』を書いたメアリー・ウールストンクラフトは、女性が男性に対し、真に平等の地位を獲得するためには、男性と同じ権利を裏付ける教育や経済活動が保証されなければならない、すなわち女性が本来持っている能力を充分発揮できるような制度が必要だと主張した。⁵⁾ こうした考え方は、その後19世紀を経て20世紀半ばにいたるまで、女性解放の基礎理念として続いてきたが、現実には男性側からの根強い抵抗に遭い、ようやく女性参政権が実現したのは、大部分のヨーロッパ諸国では第一次大戦後の1920年代から30年代にかけて、日本では第二次大戦後のことである。

こうした男並みの権利を求める、いわゆる第一期フェミニズムは、1960年代に入り大きな転換を遂げることになる。アメリカのヴェトナム反戦と黒人解放の運動に端を発した「若者の反乱」は、忽ちヨーロッパや日本にも波及し、先進諸国は従来とは異質の社会運動に直面することになった。若者たちは硬直化した冷戦体制、拡大する南北格差、悪化する自然環境のなかにあって、資本主義、社会主義を問わず、すべての既成の組織、イデオロギー、倫理の打倒を叫んだ。それは従来のような政治活動ではなく、思想、文化の変革を目指し、長く続いてきた欧米の価値体系を内部から崩そうとする運動であった。こうした若者の運動に呼応した第二期のフェミニズムは、もはや男性が作り上げた市民社会への参加を求めるのではなく、「近代の人間」が内包する男性中心主義を暴き出し、これを改変することを目的とした。本来、文法上の性別を表す用語のジェンダーが「社会的、文化的性差」を意味する言葉として定着したのは、この時期のことである。

実際、法律上の男女平等は認められたとはいえ、現実生活の上では職業差別は依然として存続し、また家事や育児の負担まで男女平等が実現されたわけではなかったから、女性は「仕事も家庭も」という二重負担を負わざるを得ず「二流市民」からの脱却を果たせたわけではなかった。

しかし、この第二期フェミニズムも女性解放運動が国際的に拡がるにつれ、後述するように、第三世界の女性からの抗議によって変革を迫られることになる。それは、これまで欧米女性解放

の中心にあった「女性の自立」が、実は第三世界の女性労働の搾取と生活破壊の上に成り立っていたという指摘である。こうして第三期のフェミニズムは性差別のみならず、あらゆる差別の上に形成された近代社会の構造と、それを支える思想を徹底的に解体することを目指すようになった。

4. 女性の国際連帯

ヨーロッパ各国の女性解放運動が国際組織の結成をはかるようになったのは19世紀半ばのことで、当初は漠然と世界平和の実現を目的に掲げていたが、この運動は比較的短命に終わった。19世紀後半に入ると、キリスト教や社会主義といった、より強い基盤を持つ女性の組織が、社会改良など様々な要求を掲げて女性解放を目指すようになり、1888年にワシントンで開催された国際女性会議には欧米以外にインドの代表も参加した。20世紀に入ってから女性政治参加が国際的な女性解放活動の中心課題となり、1904年の国際女性会議は参政権要求の決議を採択、アジア、ラテンアメリカを含めて26カ国に支部を持つまでになった。

第一次大戦後、国際連盟が発足すると、その付属機関のILO（International Labor Organization＝国際労働機関）が女性の平等を要求する拠点となった。それは連盟の本会議では容易に認められない女性の主張を「社会的公正」を掲げるILOを通じて国際的に承認させようとする試みであった。しかしILOには各国の政府と国民との関係を規制する権限はなく、議題にのせる程度が限界であり、既婚女性の国籍をはじめとする諸問題には積極的な行動をとらなかった。ただ、従来の各種の女性解放運動がともかく国際的に集約されるようになったことは事実である。

第二次大戦後、国際連合が設立されると、1946年、経済社会理事会に「女性の地位委員会」が設けられ、これがILOに代わって女性政策を担うことになった。この委員会がILOと異なるのは、その取決めた国際基準を法制化し、国連を通じて加盟国にこれを遵守させることができる点である。そして国連を舞台に男女平等を実現しようという動きは、国連憲章、世界人権宣言、国際人権条約のなかで、女性の人権確立を軸に進められ、それが結実したのが1979年の国連総会で採択された女性差別撤廃条約である。ただ、この条約はその作成過程で数多くの問題を残し、それが条約締結後の国際女性会議のなかで顕在化することになった。赤松良子の監修する条約解説書は「当時、国連は1976年から85年までを『国連女性の10年』とし、世界中で女性の地位向上運動を展開していましたから、条約作りには追い風が吹いていたといえるでしょう」と述べているが、⁶⁾ 確かにこの条約は「国連女性の10年」と連動していた。もともと「国際女性年」という発想は国際女性民主主義連盟という組織から出たもので、当初は国連とは無関係だったが、これが国連に取り入れられると、その性格を一変した。このことについてニッツァ・ベルコヴィッチは、国際女性運動の変遷をテーマにした論文のなかで、次のように指摘している。

女性の地位が各国の開発と結び付けられたのは「国連女性の10年」のときである。その結果、国際組織の形も質も変わってしまった。国際機構も国際女性運動も、その重点を法的地位の向上から開発計画に移した。こうした枠組みのなかで、女性の地位を向上し男女平等をはかるのは、各国の開発のための必要条件であるとされ、女性は開発目的的人的資源と見做されることになった。人権は消え去りはしなかったが優先順位を失った。⁷⁾

国連はその発足時から人権確立を謳う一方で、開発促進を主要目的の一つに掲げ、女性の地位向上もその一環と位置づけて、世界銀行、ユネスコ、ILO、世界食糧農業機構（Food and Agriculture Organization＝FAO）などの付属機関も、これに協力することになっていた。そして、「国連女性の10年」が始まると「女性のための国連開発基金」や「女性向上のための国際調査・訓練所」のほか、世界各地域に「開発のなかの女性」を検討する経済委員会が設立された。

しかし、先進国主導による開発はしばしば指摘されるように、先進国と第三世界の貧富の差を拡大する結果しかもたらさなかった。また近代的な技術による生産システムは天然資源の浪費や大気、土壌、海洋の汚染をひきおこし、第三世界の窮状を深刻化させた。特に1990年代に入って貿易促進の名の下に企業に対する規制が撤廃され、また通信・交通手段が飛躍的に発達すると、第三世界の貧困化は加速していった。こうした状況の下、世界女性会議では、その最大の被害者である第三世界の女性の実情が繰返し語られ、その救済策が要請された。しかし、こうした会議で採択された行動綱領は、ガヤトリ・スピヴァックが北京世界女性会議の後で述べたように「貧困と不平等の解消を目的としながら、その底流にある自由経済の論理を否定しようとはせず」、従って「世界女性会議は北が南を組織化しようとしているときに、北と南の結束を誇示する“巧妙に組織されたイデオロギー的道具”である」⁸⁾ともいえよう。

国際女性解放運動はもともと政府とは無関係な組織、現在でいうNGO（Non-Governmental Organization）によって始められたものだが、その数も参加者も時代によって消長を繰返してきた。それが急増したのは「国連女性の10年」のときからで、これらNGOは世界女性会議に並行して国際フォーラムを開き、1995年の北京国際女性会議では政府間会議の参加者1万7,000人に対し、NGOフォーラムには3万人が集まっている。

ただ、ひとり女性関係ばかりではなく、NGOが国連主導の国際会議に参加したり、あるいは並行してフォーラムを開くというやり方が定着したのは、1992年にリオデジャネイロで開かれた国際環境開発会議のときからで、以後、こうした国際会議にはNGOの参加が常態化した。

しかし、その一方では先進国サミットや世界銀行、OECD（Organization for Economic Cooperation and Development＝経済協力開発機構）のような先進国主導の国際会議には、主として環境保護のNGOが反グローバル化を唱えて抗議運動を展開し、最近ではこれに直接行動派

が加わって、2001年のジェノヴァ・サミットではデモ隊のなかから死者を出すまでにいった。こうした直接の抗議活動には一部のNGOも加わっているが、今後、グローバル化の強化に伴って、直接行動はさらに拡大していく気配がある。そうした流れのなかにあつて、女性運動もその渦の中に巻き込まれていくのか否か、現在のところ見通しは立っていない。

5. 日本の学会の対応

日本の女性解放運動においても、1960年代の後半、「若者の反乱」に呼応して「ウーマンリブ」と呼ばれる新たな活動が起こった。これは欧米の第二期フェミニズムと同様「男並みへの要求」から「男の既成体制への批判」に目を転じたもので、その後、日本女性の国際会議への参加者も増え、世界女性会議やNGOフォーラムでも積極的に活動するようになった。だが、日本女性の行動の場が国際的な広がりをもせたにもかかわらず、日本の学会の動きは鈍かった。

日本国際政治学会（英語名称はThe Japan Association of International Relations）は、これまで出版した機関誌『国際政治』130冊のうち、女性をテーマにしたものは1冊もなく、毎年開かれる研究大会でも30に及ぶ部会、分科会のうちジェンダーに関するものは2001年にいたるまで皆無といった状態だった。これに対し日本平和学会は年次研究大会でジェンダー部会を設け、2001年には「グローバリゼーション・開発・ジェンダー」をテーマに国際シンポジウムを開催した。しかし、ここでの討論はほぼ世界女性会議の線に沿った内容で、日本をはじめアジア各国から参加した討論者もグローバル化に伴う自国の女性の窮状を訴えるのみで、開発そのものの内実を問い質すことはなかった。言い換えれば、それは女性差別撤廃条約を敷衍するものでしかなかったのである。

ただ上述のように、国連中心の女性解放運動は基本的な欠陥を抱えているとはいえ、一方では、これが数多くの成果をあげたことも否定できない。1993年の国連総会が、戦時中の軍隊による暴行はもとより、家庭内の暴力をも含む、女性に対するあらゆる暴力を禁じた「女性への暴力廃絶宣言」を採択し、また94年には国連主催の国際人口・開発会議が女のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（子供を生むか生まないかを決定する権利）を認めるなど、これらは人権擁護という点では普遍的な取決めだといえる。

第三世界からの世界女性会議への参加者が増えるにつれ、それまで第三世界の女性を憐れな救済すべき対象と見做してきた先進国のフェミニストに対する反発が強まってきた。このような動きは第三世界フェミニストによる「新時代に向けての女性と共に行うもう一つの開発計画」（Development Alternatives with Women for a New Era=DAWN）に結集され、従来のような国際会議主導の政策に代わり、第三世界各地域の様々な経験に基づいた、ミクロレベルからの積み上げによる開発計画が提唱された。それは異なる文化や社会規範を重視して、多様な開発を推進しようとするものであると同時に、急速に進行するグローバル化への対抗策でもあった。こうし

た第三世界の要求を受けて、世界女性会議も1990年代後半からは、文化の多様性の尊重を謳うとともに、各国の女性一般に共通するエンパワーメントという指針を強調するようになった。

ただ、女性差別撤廃条約の締結に際し、最後まで先進国と第三世界との間で合意が得られず、分割投票によって採択された「人種主義、植民地主義に関する条文」は、今後の女性運動の行方を探る上で大きな意味を持っている。条約の前文にある「外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の領土及び主権を尊重する」という文章は、第三世界の旧植民地が独立を果たした現在にあっては、いささか奇異な感じを与える。だが、この文章が具体的に意味するのはパレスチナ問題なのである。ここで詳述は避けるが、第二次大戦後、米ソを含む欧米諸国による強引なイスラエル建国と、それに続くイスラエルのパレスチナ・アラブ地域や近隣アラブ諸国に対する度重なる侵略は、欧米による第三世界支配の象徴と見做されてきた。しかも、現在にいたるまでイスラエルはアラブ地域から完全に撤退したわけではないから、それが最近のアメリカにおける同時多発テロのような形をとった過激な抵抗を生んでいる。欧米の女性は中東問題への無関心と無理解もあって、これを「政治問題」とであるとして条約に加えることを拒み、自らの「政治性」を暴露したが、最後には第三世界の女性からの強い要求の前に譲歩を余儀なくされた。前期の日本平和学会の国際シンポジウムをはじめ、日本の女性会議ではこうした国際問題が議論の対象となったことはほとんどないが、今後、真の女性解放を達成するためには、日本の女性運動が積極的に「国際政治」に関わっていくことが、避けて通れない課題として残されているといえよう。

6. フェミニズムの視点を取入れた国際関係論とは

長らく国家権力の研究が中心であった国際関係論は、アメリカがヴェトナム戦争によって国力を低下させ、1970年代から先進国間の協調による国際秩序を模索するにつれて、新たな理論を生み出した。国家の弱体化と多国籍企業など超国家組織の強力化を重視するロバート・コヘインらの相互依存論が、その主要な理論の一つである。この理論によれば、従来、国家の重要政策であった政治・軍事のような「高次元政治」(high politics)に代わり、今後は経済・社会のような「低次元政治」(low politics)が重要性を増すという。こうしたいわゆる新自由主義の理論は、その後レジーム論、グローバル・ガヴァナンス論へと引き継がれていったが、ただ、そのなかで「低次元政治」の典型であるはずの女性は全く無視されていた。

また第三世界の後進性を否定し、欧米の近代化政策からの脱却を主張したアンドレ・フランクの従属論、現在の国際構造が戦争よりも多くの人びとを死に追いやっている事実を糾弾したヨハン・ガルトウングの構造的暴力論など、第三世界の立場に立った理論も、女性の視点を欠落させていた。さらにマルクス主義の系統を引くロバート・コックスらの批判論も、グローバル化した国際権力層に鋭い分析を加えてはいるものの、ジェンダーについては何ら触れるところはない。

こうしてリアリズム批判の上に新しく生まれた諸理論も、その思想的基盤のいかんを問わず、女性不在の理論であることに変わりはない。9) しかし、こうした盲点を抱えた国際関係論は、1980年代末ごろから否応なく変革を迫られることになった。国際関係諸理論を比較検討したスコット・バーチルは次のように述べている。

最近になって女性解放論者や環境保護主義者が国際関係の論議に加わるようになった。そして、こうした人びとの意見を軽視したり無視したりすることはできなくなった。それは正に学際研究の現れといってよい。また、一方におけるグローバル化と他方における民族国家の分裂によって、従来の国際関係論の領域は変更を余儀なくされた。さらに金融市場の拡大、多国籍企業の活動強化、地域協定の締結は、情報技術の進歩や冷戦の終結と相俟って、近代国家の基礎を揺るがしている。理論面ではハーバマス、フーコー、デリダの思想が、伝統的な国際関係理論の再検討を迫っている。10)

バーチルのあげる理論家のうち、ジェンダーと最も深い関連をもつのはミシェル・フーコーのポストモダニズムであろう。彼は1960年代末の「若者の反乱」が提起した近代批判をニーチェの思想に拠って敷衍し、新たな理論を展開した。これまで国際関係論のみならず全ての社会科学では、知識はもっぱら理性に基づくものであり、価値ないし権力や利害などとは無縁なものとされてきた。これに対しフーコーは「知識は権力が作りだしたものであり、従って権力と知識は直接に関連していることを認めるべきだ。知識と相関性のない権力はなく、権力を前提としない知識はない」という。11) また「知識のテクニクと権力の戦略には何の違いもない」と考える彼は、知識による解釈と権力の行使には一貫性があり、現代の社会的、政治的構造は権力の行使に全く適合したものだ」と主張する。

こうしたポストモダニズムの思想はフェミニズムの理論にも少なからぬ影響を与え、従来の男女二元論を超えた新たな理論を探究する動きとなってあらわれた。近代思想を形成した男が自己の正当性を主張しようとすれば、一方で異端の「他」を作り出さねばならず、それが主観と客観、理性と感情、秩序と混乱、普遍と特殊、自然と社会、公と私、国内と国外、そして男と女という対立項を生み出す。ポストモダン・フェミニストはこうした二元論を克服するには、まず思考の出発点としての女性を放棄し、ジェンダーのほかに人種、階級による差別を加え、それらがいかに社会関係、権力構造のなかで形成されてきたかを考察することが必要だとする。そして、人間の社会生活における女性の地位は、彼女たちが生物学的に何を行うかではなく、彼女たちの行為が社会のなかで如何なる意味を持つかによって決まるという。こうした考えは、次第に顕著になってきた第三世界の女性による欧米フェミニズム批判に呼応して、これまで国際女性運動が追い求めてきた安易な「全世界の女の連帯」、いわゆる「グローバル・シスターフッド」の幻想を打ち砕くものであった。

おわりに——「平和の学問」への回帰を

振り返れば、国際関係論は第一次大戦後の発足時には、恒久平和の樹立を目的としていた。だが、現実には第二次大戦が勃発して戦争の規模も拡大し、死傷者の数も前大戦をはるかに上回るという結果をもたらした。さらに戦後も、大国間の戦争はなくなったとはいえ、第三世界における局地戦争は多発し、そのなかでは常に軍人よりも桁違いに多い非戦闘員の死傷者を出している。しかも冷戦は終結したものの、核兵器保有国はこの「究極兵器」を放棄する気配すら見せず、また先進国から第三世界への武器輸出は絶えることなく続いている。一方、国際的な富の不平等は一向に是正されないばかりか、むしろ拡大の一途を辿り、これが抑制される見通しもない。さらに加えて、凄まじい勢いで進行する地球の環境破壊は「人類の自滅」すら予想させるが、地球温暖化防止を目指した京都議定書一つを取っても、その内容は各国の利害調整の産物であり、しかもアメリカはそれから離脱を表明するという状態である。

こうした平和とは程遠い国際情勢に対して、これまで国際関係論は何ら有効な理論も政策も提示できなかった。その最も大きな原因は、この学問が欧米を中心に発展し、そのため「平和」の概念が限定されて、本来多様な内容を持つ平和の意味が狭められてきたところにある。

「平和」という言葉の意味するものは、国際関係論発足当時の「戦争不在」から「貧困や人権侵害からの解放」へ、さらには「環境知の認識」へと次第に広がっている。そして今後もまた新たな意味が加わるであろう。だが、そうした新たな課題を見出し得るのは、ヨーロッパで樹立された男性主体の近代思想の継承者ではない。いま、こうした難題に対処できるのは、これまでの近代思想を止揚し、世界の多様な文化が作りだす日常生活のなかに、新たな思想の拠りどころを求めようとする女性たちだといってよいであろう。国際関係論がその原点である「平和の学問」に立ち戻るには、何よりも彼女たちの力を必要とする。それと同時に、女性解放も平和に繋がらないかぎり、その目的を失うことになる。

注

- 1) Virginia Woolf, *A Room of One's Own*. Three Guineas, Oxford: Oxford University Press, 1992, p. 313.
- 2) A.J.R.Groom & Margot Light, eds., *Contemporary International Relations*, London: Pinter, 1994, p. 219.
- 3) 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』青土社, 1998年, 33～34ページ。
日本における女性と戦争との関係を取り扱った図書としては, 上記のほかに江原由美子編『性・暴力・ネーション』(勁草書房, 1998年) などがあるが, いずれも女性の戦争責任については十分に論じられていない。むしろ下記のような資料を直接参照したほうが研究には適していると思われる。
鈴木裕子編『日本女性運動資料集成』(全11巻)のなかの特に第1巻～第3巻政治・思想篇(不二出版, 1996年)
- 4) Caleb Saleeby, quoted in: Fred Halliday, *Rethinking International Relations*, Basingstoke: Macmillan, 1994, p. 150.
- 5) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Right of Women*, Harmondsworth: Penguin, 1992.
- 6) 国際女性の地位協会編『女性の権利』岩波書店, 1999年, 7ページ。
- 7) Nitza Berkovich, 'The Emergence and Transformation of the International Women's Movement', in: John Boli & George M.Thomas, eds., *Constructing World Culture*, Stanford, Calif.: Stanford University Press, pp. 120～121.
女性の国際運動, 特に国際機構との関係を取り扱った図書としては下記のようなものがある。
Sandra Whitworth, *Feminism and International Relations: Towards a Political Economy of Gender in Interstate and Non-Governmental Institutions*, Basingstoke: Macmillan, 1994.
Deborah Stienstra, *Women's Movements and International Organizations*, Basingstoke: Macmillan, 1994.
- 8) Gayatri C. Spivak, 'Woman as Theater: United Nations Conference of Women, Beijing 1995', *Radical Philosophy*, Jan/Feb, 1996, p. 2.
スピヴァックは第三世界女性の研究家として日本でもよく知られ下記のような著書が翻訳されている。
上村忠男訳『サバルタンは語ることができるか』(みすず書房, 1998年)
清水和子, 崎谷若菜訳『ポスト植民地主義の思想』(彩流社, 1992年)
鈴木聡ほか訳『文化としての他者』(紀伊国屋書店, 1990年)
- 9) 国際関係論とジェンダーとの関係については下記のような図書に詳しい叙述がある。
Jill Steans, *Gender and International Relations*, Oxford: Polity Press, 1988.
Christine Sylvester, *Feminist Theory and International Relations in a Postmodern Era*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994.
Ann Tichner, *Gendering World Politics*, New York: Columbia University Press, 2001.
- 10) Scott Burchill et al., *Theories of International Relations*, Basingstoke: Macmillan, 1995, pp. 21～22.
- 11) Michel Foucault, *Surveiller et punir: naissance de la prison*, Paris: Gallimard, 1975, p. 181.